

平成 30 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第 1 回）

議事要旨

1. 開催日時及び場所

日 時：平成 31 年 2 月 22 日（金）13：30～16：41

場 所：環境省 第 1 会議室

2. 出席委員（敬称略）

平塚 明（座長）	浅野 哲
石井 邦雄	太田 敏博
清家 伸康	長尾 哲二
平林 容子	鰐淵 英機

3. 議事

- （1）検討会の運営について及び座長の選出
- （2）イソプロカルブ（MI PC）の安全性評価について
- （3）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（プロピザミド）の取扱いについて
- （4）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（2，4-Dイソプロピルアミン塩（2，4-P Aイソプロピルアミン塩））の取扱いについて
- （5）その他

4. 議事の概要

（1）座長の選出

検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長として平塚委員が選出された。

（2）イソプロカルブ（MI PC）の安全性評価について

イソプロカルブ（MI PC）の安全性評価について、農薬登録申請者より提出された各種試験成績等に基づき、委員による検討が行われた。評価資料を一部修正の上、イソプロカルブ（MI PC）の非食用農薬 ADI（案）を 0.004 mg/kg 体重/日とすることとされた。

（3）食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（プロピザミド）の取扱いについて

プロピザミドについて、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第 32 回）了承）」に基づき検討が行われたが、一部確認を要する事項

があったため、食品安全委員会で設定されたプロピザミドの ADI 0.019 mg/kg 体重/日を水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に活用することとするかは、確認が行われるまで保留とされた。

(4) 食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（2, 4-Dイソプロピルアミン塩（2, 4-PAイソプロピルアミン塩））の取扱いについて

2, 4-Dイソプロピルアミン塩（2, 4-PAイソプロピルアミン塩）について、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 32 回）了承）」に基づき検討が行われ、食品安全委員会で設定された 2, 4-D の ADI 0.0099 mg/kg 体重/日を水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に活用することとされた。

(5) その他

事務局から、農薬登録制度の改善についての説明が行われ、非食用農作物専用農薬の再評価に当たっての対応方針（案）等に関する検討が行われた。

※ 会議及び会議資料の扱いについては、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、検討会開催要領に基づき非公開とすることとされた。

(以上)